

# 山形県構造タンパク質素材関連産業集積会議設置要綱

## (目的)

第1条 山形県において、企業、研究機関、金融機関、産業支援を目的とする法人等が連携し、構造タンパク質素材を核とした地域活性化を推進するため、山形県構造タンパク質素材関連産業集積会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (職務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 構造タンパク質素材の事業化促進に関すること
- (2) 山形県における構造タンパク質素材関連産業の集積に関すること
- (3) その他、会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

## (会議)

第3条 会議は、別紙に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 特別の事項について助言を得る必要があるときは、臨時に構成員を加えることができるものとする。
- 3 会議には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 4 会議は公開により開催する。

## (会長及び副会長)

第4条 会議に会長と副会長を置き、会長は山形県知事が、副会長は鶴岡市長が、これにあたる。

- 2 会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

## (委員会)

第5条 会議の下部機関として、事業調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会のメンバーその他の委員会の運営に必要な事項は、会長が定める。

## (事務局)

第6条 会議の事務を処理させるため、山形県商工労働部工業戦略技術振興課及び鶴岡市政策企画課に事務局を置く。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年6月4日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和元年12月26日から施行する。

(別紙)

## 山形県構造タンパク質素材関連産業集積会議 構成員

会 長	山形県知事
副 会 長	鶴岡市長
構 成 員	小島プレス工業株式会社 取締役社長
	慶應義塾大学先端生命科学研究所 所長
	山形大学 理事 (研究担当)
	Spiber 株式会社 取締役(兼)代表執行役
	Xpiber 株式会社 代表取締役
	鶴岡工業高等専門学校 副校長 (研究・地域連携担当)
	山形県工業会 会長
	(一社)山形県銀行協会 会長
	鶴岡市金融協会 会長
	(公財)山形県企業振興公社 理事長
	(公財)山形県産業技術振興機構 理事長
	(公財)庄内地域産業振興センター 常務理事
	山形県商工労働部 部長
	山形県工業技術センター 所長
オブザーバー	東北経済産業局長
	(公財)山形県企業振興公社 技術顧問